

茨木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1 本事業は、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、茨木市（以下「本市」という。）とする。

2 本事業は、適切な事業実施体制が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(事業の内容)

第3 訪問支援員を対象世帯の居宅に派遣し、次の支援を行う。

(1) 家事支援

- ア 食事の準備及び片付け
- イ 衣類等の洗濯及び補修
- ウ 居室等の清掃及び整理整頓
- エ 生活必需品の買物
- オ 外出同行
- カ その他必要な家事支援

(2) 育児及び養育支援

- ア 保育所等の送迎
- イ 児童の世話、見守り
- ウ 外出同行
- エ その他必要な育児及び養育の支援

(3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談、助言

(4) その他支援対象者の負担を軽減することに繋がる支援

(5) 支援対象者や児童の状況、養育環境の把握、市への報告

2 支援は、原則、保護者の在宅時に行う。但し、保育所等の送迎、ヤングケアラーの負担軽減等やむをえない場合は保護者の同意を得て保護者不在時に支援を行うことができる。

(支援対象者)

第4 本事業の支援対象者は、本市の区域内に居住し、次の各号のいずれかに該当する家庭の妊婦、若者、児童又は保護者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状況にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
 - (4) その他、事業の目的に鑑みて、市長が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）
- （訪問支援員の要件）

第5 本事業を行う訪問支援員は、次の第1号及び第2号の要件をいずれも満たし、本事業による支援を適切に行う能力を有する者とする。

- (1) 以下に掲げる内容を含む研修を受講している者。但し、資格や他の研修の修了をもって習得できると市長が判断した部分について、省略することができる。
 - ア 事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等
 - イ 育児及び養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習
- (2) 以下に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行った者（利用の申請）

第6 本事業を利用しようとする者は、茨木市子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定）

第7 市長は第6の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、派遣の承認又は不承認を決定し、当該申請者に茨木市子育て世帯訪問支援事業利用承認・不承認決定通知書（様式第2号）により通知する。

(利用決定の取消し)

第8 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続きにより事業の利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、茨木市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（様式第3号）により、事業を利用する者に通知する。

(利用期間、頻度及び時間等)

第9 本事業を利用できる期間、頻度、時間及び日は次の各号のとおりとする。

- (1) 原則初回利用日の属する月の翌月から3か月間を1期間とする。
- (2) 原則1週間あたり概ね2日までとする。
- (3) 原則1回の派遣は2時間以内とし、1日1回までとする。

2 前項の規定にかかわらず対象世帯の児童が置かれている状況等からやむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りではない。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪につき刑に処せられた者は、この要綱による改正後の第5第2号の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に処せられた者とみなす。

様式第1号(第6関係)

茨木市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

(申請先) 茨 木 市 長

申請者 郵便番号
住 所
氏 名

印

(氏名が自署の場合は、押印不要です。)

茨木市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第6の規定により申請します。

利用者	住 所		電話番号		
	ふりがな				
	氏 名		生年月日		年 月 日
申請理由					
希望支援 内容	家事に関すること		育児・養育に関すること		その他(相談したいこと等)
緊急連絡先	氏 名			電話番号	
	住 所			利用者との 続柄	
同居の家族	氏 名	利用者との 続柄	生年月日	勤務先、学校等の名称	

(同意)

茨木市子育て世帯訪問支援事業利用申請書の審査に必要があるときは、私及び私の世帯員全員の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。また、本事業の実施に必要な範囲で、委託事業者や所属機関等の関係機関と情報共有することについて同意します。

年 月 日

氏名

印

(氏名が自署の場合は、押印不要です。)

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市子育て世帯訪問支援事業利用承認・不承認決定通知書

茨木市長

年 月 日付けで申請のありました茨木市子育て世帯訪問支援事業の利用について、
次のとおり決定しましたので通知します。

1 承認

申請者	住 所			
	氏 名			
期 間				
支援内容	家事に関すること	育児及び養育に関すること	その他	

2 不承認

不承認の理由	
--------	--

様式第 3 号（第 8 関係）

茨 第 号
年 月 日

様

茨木市長

茨木市子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

年 月 日付けで決定した茨木市子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり利用取消を決定しましたので通知します。

利用取消日	
理由	